

# こもね訪問看護ステーション運営規定

## (指定訪問看護事業所こもね訪問看護ステーション運営規定)

### (事業の目的)

第1条 この規定は「社会福祉法人・小茂根の郷」が設置するこもね訪問看護ステーション（以下「ステーション」という。）の職員及び業務管理に関する重要事項を定めることにより、ステーションの円滑な運営を図るとともに、指定訪問看護事業（以下「事業」という）の適正な運営及び利用者に対する適切な指定訪問看護（以下「訪問看護」という）の提供を目的とする。

### (運営の方針)

- 第2条
1. ステーションは、訪問看護を提供することにより、生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養ができるよう努めなければならない。
  2. ステーションは事業の運営にあたって、必要なときに必要な訪問看護が提供できるよう努めなければならない。
  3. ステーションは事業の運営にあたって、居宅介護支援事業所、関係区市町村及びその保健所や近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めなければならない。

### (事業の運営)

- 第3条
1. ステーションは、この事業の運営を行うにあたっては、主治医の訪問看護指示書（以下「指示書」という。）に基づく適切な訪問看護の提供を行う。
  2. ステーションは、訪問看護を提供するにあたっては、ステーションの保健師、看護師、理学療法士又は作業療法士（以下「看護師等」という。）によってのみ訪問看護を行なうものとし、第三者の委託によって行ってはならない。

### (事業所の名称及び所在地)

第4条 訪問看護を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

1. 名称：こもね訪問看護ステーション
2. 所在地：東京都板橋区小茂根4丁目11番地11号

### (職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

1. 管理者：看護師 1名

管理者は、所属職員を指揮・監督し、適切な事業の運営が行われるように統括する。但し、管理上支障がない場合は、ステーションの他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2. 看護職員：常勤換算2.5名以上

訪問看護計画書及び報告書を作成し、訪問看護を担当する。

3. 理学療法士、作業療法士等：適当数 ※必要に応じて雇用する

看護職員の代わりに、看護業務の一環としての在宅におけるリハビリテーションを担当する。

(営業日及び営業時間等)

- 第6条 1. ステーションの営業日及び営業時間は職員就業規則に準じて定めるものとする。  
(1)営業日：通常月曜日から金曜日までとする。但し、国民の祝日、12月30日から1月3日までを除く。  
(2)営業時間：午前9時から午後5時までとする。
2. 必要時利用者やその家族からの電話等による、連絡が可能な体制をとる。

(利用時間及び利用回数)

- 第7条 1. ステーションが行う訪問看護の提供時間は、1日1回の訪問につき30分から1時間30分程度（介護保険利用者の場合）または30分から1時間30分以内（医療保険利用者の場合）を基準とする。
2. 利用者による訪問看護の利用は、1週3日を限度とする。（医療保険の場合）但し、末期悪性腫瘍その他厚生労働大臣が定める疾病の利用者及び急性増悪等による特別指示書を交付された利用者についてはこの限りではない。
3. 前2項の規定に関わらず、居宅サービス計画書に基づく訪問看護の利用時間及び利用回数は、当該計画に定めるものとする。

(訪問看護の提供方法)

- 第8条 訪問看護の提供方法は次の通りとする。
1. 訪問看護の利用者希望者がかかりつけ医に申し込み、かかりつけ医がステーションに交付した指示書に基づいて、看護計画書を作成し訪問看護を実施する。
  2. 利用希望者または家族からステーションに直接申し込みがあった場合は、かかりつけ医に指示書の交付を求めるよう指導する。
  3. 利用者希望者にかかりつけ医がない場合は、各医療機関と調整し、かかりつけ医を紹介する。
  4. 介護保険法の指定訪問看護の提供に際しては、居宅介護支援事業所との連携を図る。

(訪問看護の内容)

- 第9条 訪問看護の内容は次の通りとする。
1. 療養上の世話
    - (1) 清拭・洗髪などによる清潔の管理・援助
    - (2) 食事（栄養）及び排泄等日常生活療養上の世話
    - (3) ターミナルケア
    - (4) 認知症患者の看護
  2. 診療の補助
    - (1) 褥瘡の予防・処置
    - (2) カテーテル管理等の医療処置
    - (3) 医師の指示による医療処置
  3. リハビリテーションに関すること
  4. 家族の支援に関すること
    - (1) 家族への療養生活や介護方法の指導・相談
    - (2) 家族の健康管理

(緊急時における対応方法)

- 第10条 1. 看護師等は訪問看護実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うものとする。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講ずるものとする。
2. 看護師等は、前項について、しかるべき処置をした場合には、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。
3. 災害や事故発生時には、区の基準に従い区役所へ報告する。

(利用料等)

- 第11条 1. ステーションは、基本利用料として健康保険法または高齢者の医療の確保に関する法律及び介護保険法に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受けるものとする。(料金表は別紙参照)
2. 訪問看護を開始するに当たり、あらかじめ利用者や家族に対し、その趣旨の理解を得ることとする。
- (1) 医療保険(健康保険法また高齢者の医療の確保に関する法律)  
健康保険法または高齢者の医療の確保に関する法律に基づく額を徴収する。
- (2) 公費負担医療等に関する法律  
公費負担医療等に関する法律に基づく額を徴収する。
- (3) 介護保険  
介護保険で居宅サービス計画書に基づく訪問看護を利用する場合は、介護報酬告示上の額の1割~3割を徴収するものとする。但し、支給限度額を超えた場合は、全額利用者の自己負担とする。
3. ステーションは、基本利用料のほか看護師等の訪問看護の提供が次の各号に該当する時は、その他の利用料として、別表の額の支払いを利用者から受けるものとする。但し、居宅サービス計画書(ケアプラン)に基づくものを除く。
- (1) 6条第1項(1)(2)で定めた利用日及び利用時間外に訪問看護を行った場合。(医療保険利用者のみとする)
- ① 営業日以外の訪問看護料：30分当り3,000円
- (2) 7条第1項で定めた1時間30分を越えた場合。
- ① 営業時間内で、第7条1項で定めた時間を超える訪問看護料  
30分当り2,000円
- ② 営業時間以外で、第7条1項で定めた時間を超える訪問看護料
- ア) 午後5時30分から午後10時までと午前7時から午前8時30分まで：  
30分あたり2,500円
- イ) 午後10時以降午前7時まで：30分あたり3,000円
4. 日常生活上必要な物品 実費
5. エンゼルケア 20,000円
6. 通常の事業の実施地域を越える交通費は公共交通機関の実費を徴収する。乗用車での訪問の場合はガソリン代として1kmにつき10円を徴収する。

(通常業務を実施する地域)

第12条 ステーションが通常業務を行う地域は、板橋区の大谷口、大谷口上町、大谷口北町、大山町、大山金井町、大山西町、大山東町、上板橋、中板橋、小茂根、幸町、栄町、桜川、東新町、常盤台、南常盤台、中台1丁目、仲町、氷川町、東山町、富士見町、双葉町、向原、大和町、弥生町、若木1丁目、練馬区の小竹町、羽沢、桜台1～4丁目、氷川台、平和台1丁目、3丁目、錦1丁目、豊島区の千早4丁目、千川2丁目とする。

(相談苦情対応)

第13条 1. ステーションは利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

2. ステーションは、前項の苦情の内容等について記録し、当該利用者の契約終了の日から2年間保存する。

(事故処理)

第14条 1. ステーションはサービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2. ステーションは、前項の事故の状況および事故に際して採った処置について記録し、当該利用者の契約終了の日から2年間保存する。

3. ステーションは、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第15条 1. 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する。

(2) 虐待の防止のための指針、マニュアル等を整備する。

(3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(4) 虐待が発生した場合の相談窓口を設置する。

(5) 前四号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(ハラスメント対策)

第16条 1. 事業所は、ハラスメント対策のための対応を、下記のとおり講じる。

(1) ハラスメントの防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的開催し、その結果について職員に周知する。

(2) ハラスメントの防止のための指針及びマニュアル等を整備し、必要な措置を講じるものとする。

(3) 従業者に対し、ハラスメント防止のための研修を実施する。

(4) ハラスメントに対する相談窓口を設置する。

- (5) ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じる。
- (6) 前五号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(感染症対策に関する事項)

- 第17条
1. 事業所は、従事者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。
  2. 事業者は、事業所において感染症の発生及びまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
    - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）の定期的に関係し、その結果について従業者へ周知徹底を図る。
    - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
    - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修ならびに訓練（シミュレーション）を定期的実施するものとする。

(業務継続計画の策定に関する事項)

- 第18条
1. 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
  2. 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
  3. 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

- 第19条
1. ステーションは、社会的使命を充分認識し、職員の資質向上を図るために次に掲げる研修の機会を設け、また、業務体制を整備するものとする。
    - (1) 採用時研修 1か月以内
    - (2) 継続研修 年2回以上
    - (3) 法人内及び外部研修 随時
  2. 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。退職後も同様とする。
  3. この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は事業所の管理者と当法人（社会福祉法人「小茂根の郷」）との協議に基づいて定めるものとする。
  4. ステーションは、利用者に対する指定訪問看護等の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から2年間保管しなければならない。（医療及び特定療養費に係る療養に関する諸記録等は3年間、診療録は5年間保管とする）

(附則)

- この規定は、平成17年4月1日から施行する。  
この規定は、平成17年10月1日から施行する。  
この規定は、平成18年7月1日から施行する。  
この規定は、平成19年1月4日から施行する。  
この規定は、平成19年12月1日から施行する。  
この規定は、平成20年2月1日から施行する。  
この規定は、平成20年6月1日から施行する。

この規定は、平成20年11月1日から施行する。  
この規定は、平成21年2月15日から施行する。  
この規定は、平成22年11月1日から施行する。  
この規定は、平成24年3月27日から施行する。  
この規定は、平成28年4月1日から施行する。  
この規定は、平成29年4月1日から施行する。  
この規定は、平成30年4月1日から施行する。  
この規定は、平成30年8月1日から施行する。  
この規定は、平成31年4月1日から施行する。  
この規定は、令和1年7月1日から施行する。  
この規定は、令和1年11月15日から施行する。  
この規定は、令和3年4月1日から施行する。  
この規定は、令和4年4月1日から施行する。  
この規定は、令和6年6月1日から施行する。

# 訪問看護重要事項説明書 [令和6年6月1日現在]

## 1 事業所名 こもね訪問看護ステーションの概要

### (1) 事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	こもね訪問看護ステーション
所在地	東京都板橋区小茂根4-11-11
介護保険指定番号	訪問看護 (東京都 1367197742号)
サービス提供地域	板橋区・練馬区・豊島区 ※具体的な地域は9頁の表をご覧ください。 ※サービス提供地域以外の方でもご相談ください。

### (2) 営業日および営業時間

月～金 午前9:00～午後5:00	休日:土曜・日曜・祝日・年末年始(12月30日～1月3日)
-------------------	-------------------------------

### (3) 職員体制

職員の職種、員数及び職務内容	
管理者	看護師 1名 管理者は、所属職員を指揮・監督し、適切な事業の運営が行われるように統括する。但し、管理上支障がない場合は、ステーションの他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
看護職	看護師 常勤換算2.5名以上 訪問看護計画書及び報告書を作成し、訪問看護を担当する。
リハビリ	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 適当数 ※必要に応じて雇用する 看護職員の代わりに、看護業務の一環としてのリハビリテーションを担当する。

### (4) 事業計画及び財務内容について

事業計画及び財務内容については、利用者及びその家族にとどまらず全ての方に対し、求めがあれば閲覧することができます。

## 2 事業の目的、運営方針

### <事業の目的>

事業の円滑な運営を図るとともに、訪問看護を必要とする利用者様に対して、適切な訪問看護のサービスを提供することを目的とします。

### <運営の方針>

利用者様の生活の質を確保し、日常生活の維持、回復を図るとともに、在宅での快適な療養ができるよう、心身の状態に応じた適切なサービスを提供します。  
事業の実施にあたっては、人員の確保、教育指導に努め、利用者様個々の主体性を尊重し、地域の保険医療、福祉との連携のもと総合的なサービスの提供に努めます。

### <事業の運営>

訪問看護の運営を行うにあたっては、主治医の訪問看護指示書に基づく適切な訪問看護の提供を行います。  
訪問看護を提供するにあたっては、事業所の保健師、看護師、理学療法士又は作業療法士によってのみ訪問看護を行います。



### 3 サービスの利用方法

#### (1) サービスの利用開始

- ① サービスを利用する為に、「訪問看護指示書」が必要になりますので、まず【かかりつけ医】又は、入院中の場合は病院内の【在宅相談室】、【担当医師】にご相談いただき、訪問看護についてご相談ください。  
また、かかりつけ医がいない場合は、各医療機関と調整し、かかりつけ医を紹介いたします。
- ② 次に、お電話などで直接お申し込みください。当事業所職員がお伺いいたします。  
訪問看護計画作成と同時に契約を結びサービス提供を開始します。  
※ 居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

#### (2) サービスの提供

訪問看護指示書に基づいて、訪問看護計画書を作成し、訪問看護を実施いたします。  
介護保険による訪問看護の提供に際しては、居宅介護支援事業所と連携を図って行います。

#### (3) サービスの利用時間及び利用回数

介護保険でご利用の場合は、1日1回の訪問につき、30分から1時間30分程度が基準となります。  
利用回数は、居宅サービス計画書に基づくものとなります。  
医療保険でご利用の場合は、1日1回の訪問につき、30分から1時間30分未満が基準となります。  
利用回数は、1週3日を限度としますが、厚生労働大臣が定める疾病の方、および特別訪問看護指示書を交付された方については、1週4回以上の訪問看護を行うことができます。

### 4 サービスの内容

- ・病状の観察
- ・清潔の管理、援助(入浴介助等) ・食事(栄養)および排泄等日常生活療養上の援助
- ・終末期看護 ・認知症看護 ・精神科看護 ・小児看護 ・褥瘡処置および予防
- ・カテーテル管理等医師の指示による医療処置(注射(DIV・CV・採血)、疼痛コントロール、内服薬管理等)
- ・リハビリテーション ・家族支援

※ 理学療法士等による訪問看護は、その訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員の代わりに訪問させるという位置づけのものです。

5 利用料金

(1)-①介護保険サービス利用料(要介護1～5の認定を受けた方)

(10割の金額で掲載)

サービス名称(所要時間)	基本料金	夜間・早朝料金	深夜料金
訪問看護 I 1(20分未満)	3,579 円	4,480 円	5,369 円
訪問看護 I 2(30分未満)	5,369 円	6,714 円	8,059 円
訪問看護 I 3(30分以上1時間未満)	9,382 円	11,730 円	14,079 円
訪問看護 I 4 (1時間以上1時間30分未満)	12,859 円	16,074 円	19,288 円
訪問看護 I 5(理学療法士等の場合)	1回20分 3,351 円	1回40分 6,703 円	1回60分 9,063 円

(1)-②介護保険サービス利用料(要支援1～2の認定を受けた方)

(10割の金額で掲載)

サービス名称(所要時間)	基本料金	夜間・早朝料金	深夜料金
予防訪問看護 I 1(20分未満)	3,454 円	4,320 円	5,187 円
予防訪問看護 I 2(30分未満)	5,141 円	6,429 円	7,717 円
予防訪問看護 I 3 (30分以上1時間未満)	9,051 円	11,320 円	13,577 円
1時間以上1時間30分未満	12,426 円	15,538 円	18,639 円
予防訪問看護 I 5(理学療法士等の場合)	1回20分 3,237 円	1回40分 6,475 円	

※夜間・早朝(基本料金の25%増し)午後6時～午後10時/午前6時～午前8時

※深夜(基本料金の50%増し)午後10時～午前6時

(1)-③その他のサービスの加算料金(介護保険)

(10割の金額で掲載)

加算	基本料金	内容
緊急時訪問看護加算1	6,840 円	利用者様の同意のもとに、必要に応じて緊急の対応を行うための24時間対応体制がある場合
特別管理加算1	5,700 円	厚生労働大臣が定める状態にある方で特別な管理を必要とする方に対して、サービスの実施にあたり計画的な管理を行う場合
特別管理加算2	2,850 円	
初回加算(I)	3,990 円	新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対し、退院又は退所した日に看護師が初回訪問看護を行った場合
初回加算(II)	3,420 円	新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対し、退院又は退所した翌日以降に看護師が初回訪問看護を行った場合
退院時共同指導加算	6,840 円	主治医や他施設や入院中の職員と療養上必要な指導を行い文書を作成した場合
ターミナルケア加算	28,500 円	亡くなった日及び亡くなる前14日以内に2日以上ターミナルケアを実施した場合(予防訪問看護には適用されません)

※上記の利用料の基本となる時間は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅サービス計画書に位置づけられたサービスにかかる標準的な時間を基準とします。

※介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

※上記金額の1割または2割または3割(所得区分による)が利用料となります。

○利用料目安(介護保険の場合)

サービス	利用料/回	回数/週	基本料金(10割)	自己負担額

## (1)-④医療保険サービス利用料

(10割の金額で掲載)

サービス内容	基本料金	時間外の加算
訪問看護基本療養費(週3日目まで)	5,550円/回	夜間・早朝訪問看護加算 2,100円
訪問看護基本療養費(週4日目以降)	6,550円/回	
難病等複数回訪問加算(2回/日)	4,500円	夜間(午後6時～午後10時まで)
(3回/日)	8,000円	
緊急訪問看護加算(月14日目まで/日)	2,650円/回	早朝(午前6時～午前8時まで)
(月15日目以降/日)	2,000円/回	
精神訪問看護(週3日まで30分未満)	4,250円/回	深夜訪問看護加算 4,200円
精神訪問看護(週3日まで30分以上)	5,550円/回	
管理療養費(初日)	7,670円/回	深夜(午後10時～午前6時まで)
管理療養費1(2日目以降)	3,000円/回	

## (1)-⑤その他のサービスの加算料金

情報提供療養費1～3	1,500円/月	※提出先が 1(市区町村)2(義務教育学校)3(保険医療機関)
24時間対応体制加算	6,800円/月	利用者様の同意のもとに、必要に応じて緊急の対応を行うための24時間対応体制があり、緊急時訪問における看護業務の負担軽減体制が整備されている場合
特別管理加算Ⅰ	5,000円/月	厚生労働大臣が定める状態にある方で特別な管理を必要とする方に対して、サービスの実施にあたり計画的な管理を行う場合
特別管理加算Ⅱ	2,500円/月	
退院時共同指導加算	8,000円	入院中の職員と共に療養上必要な指導を文書で提供した場合
退院支援指導加算	6,000円	退院日に在宅で療養上必要な指導を行った場合
ターミナルケア療養費1(死亡月1回のみ)	25,000円	ターミナルケアを受け、在宅で亡くなった利用者
ターミナルケア療養費2(死亡月1回のみ)	10,000円	特別養護老人ホームで亡くなった利用者
複数名訪問看護加算(看護職員と保健師/助産師/理学療法士/作業療法士/言語聴覚士)	4,500円	複数名が左記職種と同時に訪問看護を実施した場合
複数名訪問看護加算(看護師と看護補助者)	3,000円	複数名が同時に訪問看護を実施した場合
長時間訪問看護・指導加算(週1回)	5,200円	1回の訪問看護の時間が90分を超えた場合

※利用料は、お持ちの保険証の給付割合により1割～3割負担となります。

## ○利用料の目安

サービス	利用料	回数/週	基本料金(10割)	自己負担額
基本療養費	5,550円			
管理療養費(初日)	7,670円			
管理療養費1(2日目以降)	3,000円			
特別管理加算1	5,000円	月1回のみ		
特別管理加算2	2,500円	月1回のみ		
24時間対応体制加算	6,800円	月1回のみ		
情報提供療養費1	1,500円	月1回のみ		

## (2) その他実費等

- 1 【医療保険】医師の指示に基づく訪問時間を越える場合  
【介護保険】居宅サービス計画(ケアプラン)に基づく訪問時間を越える場合  
ア) 営業日以外: 3,000円/30分 イ) 営業時間内: 2,000円/30分  
ウ) 営業時間外: 2,500円/30分(午前7:00～午前8:30/午後5:30～午後10:00)  
3,000円/30分(午後10:00～午前7:00)
- 2 エンゼルケア(死化粧、死後処置): 20,000円
- 3 日常生活上必要な物品: 実費
- 4 交通費: 通常の事業の実施地域を越える場合の交通費。公共交通機関の実費が必要となります。  
乗用車ででの訪問の場合は、ガソリン代として1kmにつき10円をお支払い頂きます。
- 5 キャンセル料 料金はかかりません。

## (3) キャンセル

お客様のご都合で訪問予定日のサービスを中止する場合、キャンセルが必要になった場合は至急ご連絡ください。

(連絡先: こもね訪問看護ステーション TEL03—3959—7439)

## (4) 料金の支払方法

事業者指定口座への振り込み、または自動引き落としによりお支払いください。  
毎月月末締めとし、翌月に前月分の請求書をお送りいたしますので、受領後1週間以内にお振込みください。  
自動引き落としは、ゆうちょ銀行のご指定口座から引き落とします。  
引き落とし日は毎月23日、土日祝日の場合は、その翌日となります。  
お支払いを確認しましたら、領収書をお送りしますので、保管をお願い致します。

## 6 サービスの利用にあたってご留意いただきたい事項

### 禁止事項

- ① 看護師等に対する身体的暴力(身体的な力を使って危害を及ぼす行為)
- ② 看護師等に対する精神的暴力(人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為)
- ③ 看護師等に対するセクシャルハラスメント(意に沿わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為)

## 7 サービスの終了

- ① お客様のご都合でサービスを終了する場合  
サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出ください。
- ② 当社の都合でサービスを終了する場合  
人員不足等やむを得ない事情により、サービス提供を終了させていただく場合がございます。  
その場合は、終了1ヶ月までに文書で通知いたします。
- ③ 自動終了(以下の場合、双方の通知がなくても自動的にサービス終了します)
  - ・お客様が介護保険施設に入所した場合
  - ・介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合※この場合、条件を変更して再度契約することができます。
  - ・お客様が亡くなられた場合
- ④ 6の禁止事項①～③に該当する行為が認められる場合

## ⑤ その他

- ・当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、お客様は文書で解約を通知することによって即座に契約を解約することができます。
- ・お客様が、サービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払わない場合、またはお客様やご家族の方などが、当事業所や当事業所のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、当事業所により文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。
- ・風邪、病気等の際はサービスの利用を見合わせて無理な利用はお断りする場合がございます。
- ・当日の健康チェックの結果体調が悪い場合、サービスを変更または、中止することがあります。
- ・ご利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することがあります。その場合ご家族に連絡の上適切に対応します。
- ・他の利用者の健康に影響を与える可能性のある疾患(感染症)が明らかになった場合、速やかに事業所に申告してください。治癒するまでサービスの利用はお断りさせていただきます。

## 8 虐待の防止について

1 虐待の発生又はその再発を防止するために、次の通り措置を講じます。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について職員に十分に周知します。
- (2) 虐待の防止のための指針およびマニュアル等を整備いたします。
- (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施いたします。
- (4) 虐待が発生した場合の相談窓口を設置します。
- (5) 上記の措置を適切に実施するための担当者を置きます。

## 9 ハラスメント対策について

1 ハラスメント対策のための対応を下記の通り講じます。

- (1) ハラスメントの防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について職員に十分に周知します。
- (2) ハラスメント防止のための指針及びマニュアル等を整備し、必要な措置を講じます。
- (3) 職員に対し、ハラスメント防止のための研修を実施します。
- (4) ハラスメントに対する相談窓口を設置します。
- (5) ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。
- (6) 上記の措置を適切に実施するための担当者を置きます。

## 10 感染症対策に関する事項について

1 職員の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めます。

2 事業所において感染症の発生又は、まん延しないように、次の通り措置を講じます。

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について職員へ周知徹底を図ります。
- (2) 感染症の予防及びまん延防止のためのマニュアル等を整備します。
- (3) 職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施いたします。

11 業務継続計画の策定に関する事項について

- 1 感染症や非常災害の発生時において、利用者様に対するサービスの提供を継続的に実施するため、また、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画)を策定し、業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- 2 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- 3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

12 緊急時の対応方法

- ① サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせに従い主治医、救急隊、ご家族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。
- ② サービス提供中に天災や災害が発生した場合は、当社の緊急マニュアルに従い利用者非難等必要な措置を講ずると共に、ご家族や関係機関への連絡を行います。
- ③ 災害や事故発生時には、区の基準に従い区役所へ報告いたします。

主治医	主治医氏名		
	連絡先		
ご家族  ※日中連絡がつく番号を 記入してください	氏名	続柄( )	
	連絡先  (必須)	携帯等	
		職場等	
主治医への連絡基準			
連絡方法			

13 事故処理について

- (1)ステーションはサービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2)ステーションは、前項の事故の状況および事故に際して採った処置について記録し、当該利用者の契約終了の日から2年間保存します。
- (3)ステーションは、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

#### 14 当事業所が提供するサービスについての相談・苦情などの窓口

(1) 当事業所のお客様相談・苦情担当

苦情相談責任者:杉田美佐子(施設長) 苦情受付担当者:花村潤(事務長)

受付時間:月曜日～金曜日(祝日を除く) 9:00～17:00

電話 03-3959-7421

(2) 板橋区苦情相談窓口

電話 03-3579-2079(介護保険苦情相談室)

(3) 練馬区苦情相談窓口

電話 03-5912-0523(第2育秀苑地域包括支援センター<旭丘・小竹町・羽沢・栄町にお住まいの方>)

電話 03-5946-2311(桜台地域包括支援センター<桜台にお住まいの方>)

電話 03-3937-5577(北町地域包括支援センター<錦・北町1～5、平和台にお住まいの方>)

電話 03-5399-5347(北町はるのひ地域包括支援センター<氷川台・早宮にお住まいの方>)

(4) 豊島区苦情相談窓口

電話 03-3981-1318(豊島区介護保険課相談グループ)

(5) 東京都国民健康保険団体連合会苦情相談窓口

電話 03-6238-0177(介護サービス苦情相談窓口専用)

#### 15 その他運営についての留意事項

(1)ステーションは、社会的使命を充分認識し、職員の資質向上を図るために次に掲げる研修の機会を設け、また、業務体制を整備します。

- ・採用時研修 1か月以内
- ・継続研修 年2回以上
- ・法人内及び外部研修 随時

(2)職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は退職後も同様です。

(3)この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人「小茂根の郷」と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとします。

(4)ステーションは、利用者に対する指定訪問看護等の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から2年間保管します。(医療及び特定療養費に係る療養に関する諸記録等は3年間、診療録は5年間保管します)

【事業所の概要】

法人名 社会福祉法人 小茂根の郷  
 社員数 170名(非常勤職員含む)  
 設立 平成9年 3月  
 所在地 東京都板橋区小茂根4-11-11  
 代表者 理事長 荘 隆一郎

【事業内容】

介護老人福祉施設／短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護事業／居宅介護支援事業／  
 訪問介護・第1号訪問介護事業／訪問看護・介護予防訪問看護事業／通所介護・第1号通所介護事業／  
 委託事業：地域包括支援センター事業・介護予防支援事業／高齢者住宅管理事業(けやき苑)

※サービス提供地域

・板橋区	大谷口 大谷口上町 大谷口北町 大山金井町 大山町 大山西町 大山東町 上板橋 小茂根 幸町 栄町 桜川 東新町 常盤台 中板橋 中台1丁目 仲町 氷川町 東山町 富士見町 双葉町 南常盤台 向原 大和町 弥生町 若木1丁目
・練馬区	小竹町 羽沢 桜台1～4丁目 氷川台 平和台1丁目・3丁目 錦1丁目
・豊島区	千早4丁目 千川2丁目

【事業者】

東京都板橋区小茂根 4-11-11  
 TEL : 03-3959-7421(代)  
 社会福祉法人 小茂根の郷  
 理事長 荘 隆一郎 印

【事業所】

東京都板橋区小茂根 4-11-11  
 こもね訪問看護ステーション (指定番号 1367197742)

重要事項説明者 : \_\_\_\_\_

上記の内容の説明を受け、了承しました。

令和 年 月 日

利用者氏名 : \_\_\_\_\_ 印

署名代行事由 :

署名代行者氏名 : \_\_\_\_\_ 印